日本薬局方に収載予定の取りやめについて（報告）

以下の項目につき，第十七改正日本薬局方第一追補に収載予定の案として掲載した後，収載の見送りを報告しましたが，局方への収載が取りやめになりましたことをご報告いたします．

１.医薬品各条（化学薬品等）

(1) 新収載

クロルプロマジン塩酸塩・フェノバルビタール・プロメタジン塩酸塩錠